

**地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律** (略称: 自然資産区域法、地域自然資産法)  
 (平成 26 年法律第 85 号) (公布日平成 26 年 6 月 25 日) (平成 26 年 6 月 25 日公布) (令和 2 年 4 月 1 日施行) (平成 31 年法律第 20 号)

e-Gov (法): <https://laws.e-gov.go.jp/law/426AC1000000085>

e-Gov (施行令): なし

e-Gov (施行規則): <https://laws.e-gov.go.jp/law/427M60001080001> (平成 26 年 4 月 1 日施行) (新規制定)

環境省 HP: [https://www.env.go.jp/nature/national-trust/n-trust\\_law/index.html](https://www.env.go.jp/nature/national-trust/n-trust_law/index.html)

この法律は、都道府県や市町村などの地方公共団体、一般社団法人・財団法人および NPO 法人が、自然環境の保全の維持・管理のために入域料を徴取したり、その土地自体を取得できることを定めた法律です。罰則規定はありません。

関係法規: 自然公園法、自然環境保全法、種の保存法、鳥獣保護管理法

**<法律の骨格>**

- 地域の自然環境を保全し、持続可能な利用を推進するためには、公的資金のみならず、利用者負担や民間資金(民間団体などが寄附金を募って行う土地の取得・管理など)を用いた自発的な取組みを推進する目的で制定されました。
- 主務大臣(環境大臣、文部科学大臣)は基本方針を策定する【第 3 条】。
- これに基づいて、都道府県・市町村は地域計画を作成する【第 4 条】。
- 主務大臣と協議し同意を得た地域計画に従って行う行為については、自然公園法の許可などを不要とする特別措置を受けられる【第 6 条～第 9 条】。

条項	条文	種類
第 1 条	(目的) この法律は、入域料をその経費に充てて実施する事業又は自然環境トラスト活動を促進する事業を通じて自然環境を保全し、及びその持続可能な利用を推進することの重要性に鑑み、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関し、基本方針の策定、地域計画の作成等について定めることにより、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図り、もって地域社会の健全な発展に資することを目的とする。	目的
第 2 条第 1 項	この法律において「 <b>地域自然環境保全等事業</b> 」とは、都道府県又は市町村が、自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)第 2 条第 2 号に規定する国立公園(以下「国立公園」という。)、同条第 3 号に規定する国定公園(以下「国定公園」という。)等の自然の風景地、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 2 条第 1 項第 4 号に規定する記念物に係る名勝地その他の自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図る上で重要な地域において、当該地域の自然環境を地域住民の資産として保全し、及びその持続可能な利用を推進するために実施する事業であって、当該事業を実施する区域内への立入りについて、当該区域内に立ち入る者から収受する料金(次条第 2 項第 1 号及び第 4 条第 2 項第 1 号ハにおいて「入域料」という。)をその経費に充てるものをいう。	定義
第 2 条第 2 項	この法律において「 <b>自然環境トラスト活動</b> 」とは、自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人若しくは特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人若しくはこれらに準ずる者として環境省令・文部科学省令 <sup>解釈上の注釈</sup> で定めるもの(以下「一般社団法人等」という。)又は都道府県若しくは市町村が行う次に掲げる活動をいう。 1 自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を目的として前項に規定する地域内の土地(その土地の定着物を含む。次号において同じ。)を取得すること。	定義

	<p>2 前号に掲げるもののほか、前項に規定する地域内の土地に係る活動であって自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を目的とするものとして環境省令・文部科学省令<sup>解釈上の注釈 2</sup>で定めるもの</p> <p>(解釈上の注釈 1) 施行規則第 2 条で、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含めた法人を含め、自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図ることを目的とする法人と規定している。</p> <p>(解釈上の注釈 2) 施行規則第 3 条で、以下と規定している。</p> <p>1 自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を目的として法第 2 条第 1 項に規定する地域内の土地(その土地の定着物を含む。次号において同じ。)について地上権、地役権、賃借権その他の使用を目的とする権利を取得すること。</p> <p>2 法第 2 条第 2 項第 1 号に掲げる活動により取得した土地又は前号に掲げる権利を取得した土地における土地の維持管理、調査研究、自然再生、環境教育、エコツーリズムその他の自然環境の保全及び持続可能な利用を推進するための活動</p>	
第 2 条第 3 項	この法律において「 <b>自然環境トラスト活動促進事業</b> 」とは、都道府県又は市町村が、当該都道府県又は市町村の区域における自然環境を地域住民の資産として保全し、及びその持続可能な利用を推進するため、自然環境トラスト活動を促進する事業をいう。	定義
第 2 条第 4 項	この法律において「 <b>地域自然資産区域</b> 」とは、地域自然環境保全等事業が実施される区域及び自然環境トラスト活動促進事業に係る自然環境トラスト活動が行われる区域をいう。	定義
第 3 条	<p>(基本方針)</p> <p>環境大臣及び文部科学大臣は、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する基本方針(以下この条及び次条第 1 項において「基本方針」という。)を定めなければならない。</p>	義務 (環境大臣、 文部科学大臣)
第 4 条第 1 項	<p>(地域計画の作成等)</p> <p>都道府県又は市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づき、当該都道府県又は市町村の区域に係る地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する計画(以下「地域計画」という。)を作成することができる。</p>	権限付与 (都道府県、 市町村)
第 5 条第 1 項	<p>(協議会)</p> <p>地域計画を作成しようとする都道府県又は市町村は、地域計画の作成に関する協議及び地域計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。</p>	権限付与 (都道府県、 市町村)
第 6 条第 1 項	<p>(自然公園法の特例)</p> <p>都道府県若しくは市町村又は第 4 条第 2 項第 2 号イの自然環境トラスト活動を行う一般社団法人等(以下「都道府県等」という。)が国立公園又は国定公園の区域内において地域計画に従って自然公園法第 20 条第 3 項<sup>解釈上の注釈 3</sup>、第 21 条第 3 項<sup>解釈上の注釈 4</sup>又は第 22 条第 3 項<sup>解釈上の注釈 5</sup>の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、これらの許可があったものとみなす。</p> <p>(解釈上の注釈 3) 国立公園・国定公園内の特別地域で、工作物の新築・改築・増築、木竹伐採、鉱物採取などを行う際の許可。</p> <p>(解釈上の注釈 4) 国立公園・国定公園内の特別保護地区で、工作物の新築・改築・増築、木竹伐採などを行う際の許可。</p> <p>(解釈上の注釈 5) 国立公園・国定公園内の海域公園地区で、工作物の新築・改築・増築などを行う際の許可。</p>	見なし規定
第 7 条第 1 項	<p>(自然環境保全法の特例)</p> <p>都道府県等が自然環境保全法第 22 条第 1 項の規定により自然環境保全地域として指定された区域(次項において「自然環境保全地域」という。)又は同法第 35 条の 2 第 1 項の規定により沖合海底自然環境保全地域として指定された区域(次項において「沖合海底自然環境保全地域」という。)内において地域計画に従って同法第 25 条第 4 項<sup>解釈上の注釈 6</sup>、第 27 条第 3 項<sup>解釈上の注釈 7</sup>又は第 35 条の 4 第 3 項<sup>解釈上の注釈 8</sup>の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、これらの許可があったものとみなす。</p> <p>(解釈上の注釈 6) 自然環境保全法の特別地区で、工作物の新築・改築・増築、木竹伐採、鉱物採取などを行う際の許可。</p>	見なし規定

	<p>(解釈上の注釈 7) 自然環境保全法の海域特別地区で、工作物の新築・改築・増築、鉱物採取、海底の形質変更などを行う際の許可。</p> <p>(解釈上の注釈 8) 自然環境保全法の沖合海底特別地区で、鉱物採取などを行う際の許可。</p>	
第 8 条第 1 項	<p><b>(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の特例)</b></p> <p>都道府県等が絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第 36 条第 1 項の規定により生息地等保護区として指定された区域(次項において「生息地等保護区」という。)内において地域計画に従って同法第 37 条第 4 項<sup>解釈上の注釈 9</sup>の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、当該許可があったものとみなす。</p> <p>(解釈上の注釈 9) 種の保存法の管理地区で、工作物の新築・改築・増築、木竹伐採、宅地造成などを行う際の許可。</p>	見なし規定
第 9 条	<p><b>(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の特例)</b></p> <p>都道府県等が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 1 項の規定により特別保護地区として指定された区域内において地域計画に従って同条第 7 項<sup>解釈上の注釈 10</sup>の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、当該許可があったものとみなす。</p> <p>(解釈上の注釈 10) 鳥獣保護管理法の特別保護地区で、工作物の新築・改築・増築、木竹伐採などを行う際の許可。</p>	見なし規定